

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 3 5 回 総 会

令和 3 年 1 月 8 日

第35回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年1月8日(金)

午前9時30分～

場 所 熊野市役所2階 第1会議室

(出席農業委員)

|     |     |    |    |
|-----|-----|----|----|
| 委 員 | 1 番 | 多川 | 進  |
| 委 員 | 2 番 | 原田 | 稔夫 |
| 委 員 | 3 番 | 森岡 | 正樹 |
| 委 員 | 4 番 | 岡田 | 住夫 |
| 委 員 | 5 番 | 松本 | 源一 |
| 委 員 | 6 番 | 島田 | 勝好 |
| 副会長 | 7 番 | 栗原 | 清志 |
| 会 長 | 8 番 | 増田 | 幸美 |
| 委 員 | 9 番 | 山口 | 政高 |
| 委 員 | 10番 | 橋本 | 和子 |
| 委 員 | 11番 | 福岡 | 淳史 |
| 委 員 | 12番 | 福山 | 康子 |
| 委 員 | 13番 | 栗須 | 幹生 |
| 委 員 | 14番 | 大江 | 文章 |

(出席農地利用最適化推進委員)

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 委 員 | 西  | 優一 |
| 委 員 | 片岡 | 信次 |
| 委 員 | 前川 | 幸也 |
| 委 員 | 辻本 | 浩規 |

(事務局)

事務局長 勝田 悦生

農政係長 鈴木 健  
係 竹原 千名

## 会議次第

### 1 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

- 承認事項
- 1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について
  - 2 圃場整備工事施工承認申請について
  - 3 非農地証明願いについて

その他

議長 皆様、新年明けましておめでとうございます。

年の初めでたいへんお忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、昨年初めに発生しました新型コロナウイルス感染症でございますが、年末ぐらいから急速に拡大をして、昨日は緊急事態宣言が発出されるというような状況にあり、終息のめどが立たない状況でございます。

ただ、そうした中にあっても農業委員会としては、いろいろ工夫しながら私たちの任務を果たしていかなければならないと思っています。どうか、皆様方には引き続き業務の推進にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会議を進めさせていただきます。ただいまの出席委員は、14名であります。なお、推進委員の方には4名の出席をいただいております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第35回総会を開会いたします。

最初に、議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、6番島田委員、7番栗原委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第35回総会総括表、3条所有権の移転は2件で、田2, 567.01㎡、畑501㎡、計3,068.01㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は2件で、田3,429㎡、畑2,522㎡、計5,951㎡でございます。圃場整備工事施工承認申請は1件で、田1,657㎡、計1,657㎡でございます。非農地証明願いは1件で、田1,176㎡、計1,176㎡でございます。合計は6件で、田8,829.01㎡、畑3,023㎡、総合計は11,852.01㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして、提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、井戸町字宇井■■■■番、台帳畑、現況畑、面積267㎡、ほか計

19筆、3,018.01㎡でございます。譲渡人は、大阪府大阪市■■■■さん。理由は、遠方に居住し、耕作困難ということでございます。譲受人は、久生屋町■■■■さん。所有面積、耕作面積とも0aです。農作業歴は8年です。通作距離又は時間は、自宅より車で15分以内です。世帯員等従事者は0です。理由は、農業経営規模拡大、シキミ・果樹栽培をするということでございます。次のページをお開きください。

2番、飛鳥町神山字前田■■■■番■■■■、台帳田、現況畑、面積50㎡でございます。譲渡人は、愛知県春日井市■■■■さん。理由は、遠方に居住し、耕作困難ということでございます。譲受人は、飛鳥町佐渡■■■■さん。所有面積、耕作面積とも35aです。農作業歴は20年です。通作距離又は時間は、自宅より車で5分です。世帯員等従事者は1人です。理由は、農業経営規模拡大、シキミ栽培をするということでございます。

第1号議案の1番、2番については、いずれも申請書の内容等、書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、井戸町担当お願いいたします。

片岡推進委員 推進委員の片岡です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。目的は、事務局の説明のとおりです。譲渡人の■■■■さんは、遠隔地のため耕作困難で、譲受人の■■■■さんの農地が隣接していることから、今回、譲り受けの申請をされました。12月20日に現地を確認し、農地の管理、耕作意欲等について聞き取り調査を行いました。譲受人は、自宅は久生屋町にありますが、現在は父親の介護をしながら現地の実家で農地の管理をしているということです。農地については、柿・栗・梅などの果樹を植栽していますが、猪や鹿の獣害が大きいので、被害にあわないシキミ等を植えていきたいということでした。雑草についても、草刈りをして荒らさないように管理していくということです。また、災害で道路改修したときに横の田んぼを造成していましたが、ここについても農地としてシキミを少しずつ植えていきたいということで耕作意欲もうかがえました。地元委員としては、なんら問題はないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 次に、2番について飛鳥町担当お願いいたします。

7番（栗原委員） 7番栗原です。

第1号議案の2番について説明させていただきます。■さんは親の死亡により農地を譲り受けましたが、遠方のため耕作困難ということです。この農地は、今現在、シキミが植わっています。それを■さんが譲り受け、シキミ栽培をおこなっていくということです。現地は、■から100mほどのところで、川のそばです。この案件については、なんら問題はないと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（な し）

議 長 特にご意見もないようですので、お諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。次に、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、波田須町字大平天菱子とありますが、天というところを空に訂正願います。1番、波田須町字大平空菱子■番■、台帳山林、現況畑、面積2,522㎡でございます。利用目的といたしまして、柑橘栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、波田須町■さん。借受人は、新鹿町■さん。取扱いは、熊野市農地銀行波田須支店。期間は、公告の日から4年間で、新規ということでございます。

2番、金山町字古屋平■番、台帳田、現況田、面積1,130㎡、ほか計3筆、3,429㎡でございます。利用目的といたしまして、野菜類栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、金山町■さん。借受人は、南牟婁郡御浜町■さん。

取扱いは、熊野市農地銀行金山支店。期間は、公告の日から3年間で、新規ということでございます。

承認事項1の1番、2番については、いずれも農地の全ての効率的利用、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 　ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、波田須町担当をお願いいたします。

西推進委員 　推進委員の西です。

承認事項の1の1番について説明させていただきます。現地は、国道311号の[ ]の[ ]で、[ ]と[ ]の海側の斜面です。[ ]さんは、[ ]として[ ]してきて、3年ほど前に新鹿に借家とみかん農地を借り受けました。また、[ ]をするため、新鹿町内の町中に家を購入して精力的に活動しています。今回借り受ける農地も、甘夏のみかんの木がかなり大きくなっていたところをきれいにして農地として復活させています。この案件に関してなんの問題もないと思います。どうぞよろしく審議をお願いします。

議長 　次に、2番について金山町担当をお願いいたします。

前川推進委員 　推進委員の前川です。

承認事項の1の2番について説明させていただきます。貸渡人の[ ]さんは、高齢で一人暮らしのため耕作困難で、現地は長いあいだ耕作放棄地となっている状態です。今回借り受ける[ ]さんは、神木に住んでいまして、今は神木と金山で畑を借り受け、水稻や野菜を栽培しています。今回は、農業規模拡大のためにこの畑を借り受けし、野菜類の栽培をおこなうということです。農機具についても軽トラックをはじめ、稲作、野菜作りに必要な機械を所有しているということです。現地は、国道311号から[ ][ ]に向かい100mほど下ったところの東側の畑です。地元委員としましては、耕作放棄地の利用ということでなんら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 　ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。次に、承認事項2圃場整備工事施工承認申請についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、育生町尾川字木屋元[ ]番、台帳田、現況田、面積1,657㎡でございます。届出人は、被相続人[ ]さん相続人和歌山県和歌山市[ ]さん、相続人井戸町[ ]さん。申請目的といたしまして大雨による冠水・土砂流入により耕作物に多大な被害があるため、埋立て嵩上げし、冠水・土砂流入を防ぎ、水稻栽培をしたいということです。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地造成図、誓約書、営農計画書、[ ]さんの同意書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項2については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、育生町担当お願いいたします。

辻本推進委員 推進委員の辻本です。

承認事項2の1番について説明させていただきます。申請の理由は、今、事務局から説明のあったとおりで、昨年12月25日に農地部会長をはじめ、事務局とともに現地調査を行いました。場所は、[ ]の[ ]の市道を[ ]の方に向かい、[ ]を200mほど行ったところの[ ]の道路の右下です。ここは、川沿いのため大雨や台風のたびに冠水し、今まで3回ほど土砂も流入したことがあり、耕作できなかつた年もありました。この田を今回は2m30cm埋め立てて嵩上げし、圃場整備したいということです。また、工事にあたっては今年の作付けができないとのことでした。この案件につきましては、隣接の[ ]さんの同意書もいただいでいて、



地元推進委員としてなんら問題はないと思いますので、よろしくご承認をお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項2につきましては、地元委員さんからは承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ごさいませんか。特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番多川です。

推進委員の言うとおりに、昨年12月25日に現地調査をさせていただきました。地元委員の言うとおりでなんら問題はないと思います。以上です。

議長 農地部会長さんからも特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。承認事項2圃場整備工事施工承認申請についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。次に、承認事項3非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、井戸町字西■■■■番■■、台帳田、現況山林、面積1040㎡、ほか計4筆、1,176㎡でございます。出願者は、大阪府大阪市■■■■さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和50年頃に父が植林したということです。添付書類といたしまして、位置図、現況図、昭和53年撮影の航空写真、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項3については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、現地は農振農用地区域外であり樹齢が20年以上経過していることから、承認要件を満たしていると考えています。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、井戸町担当をお願いいたします。

3番（森岡委員） 3番森岡です。

承認事項3の1番について説明させていただきます。今、事務局から説明

のあったとおりですが、出願者は先ほどの譲渡の関係の出願者と同じ方です。現地は、          の前の県道七色峡線を2 kmほど          に行ったところで、          の          の近くの現況が山林の田んぼです。現地を見ましたが、既に全く山林状態ですので非農地として特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長  ただいまの承認事項3につきましては、地元委員さんからは承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（な　　し）

議長  ございませんか。特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員）  1番多川です。

承認事項の3につきましては、地元委員の言うとおりでなんら問題はないと思います。以上です。

議長  農地部会長さんからも特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。承認事項3非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長  ご異議なしとのことですので、承認事項3につきましては、原案を承認することと決定いたします。

これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は全て議了いたしました。

ほかに何かございませんか。

（な　　し）

議長  それでは、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局  それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

次回の現地調査は、2月1日、月曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんには、よろしくお願いいたします。

また、次回の第36回総会は、2月10日、水曜日、午前9時30分から、文化交流センターでの開会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議長  これをもちまして、第35回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前 9 時 5 5 分)

議事録署名委員

6 番 委 員

7 番 委 員

会 長